

香川県条例第9号

香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例

香川県河川占用料等に関する条例（平成12年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(占用料等の徴収)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、<u>法第23条から第25条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料</u>又は土石採取料を徴収する。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 <u>流水占用料又は土地占用料（以下「占用料」という。）</u>の額は、別表金額の欄に定める金額に、<u>流水占用料</u>にあっては<u>通水の期間に相当する期間を、土地占用料</u>にあっては<u>法第24条の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合</u>にあっては、100円）とする。ただし、当該<u>通水又は占用の期間が翌年度以降にわたる場合</u>においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における<u>通水又は占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合</u>にあっては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 <u>流水又は土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に1.05を乗じて得た額」とする。</u></p> <p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第5条 占用料及び土石採取料は、<u>流水占用料</u>にあっては<u>通水を開始した日から、土地占用料及び土石採取料</u>にあっては<u>法第24条又は第25条の規定により許可をした日から1月以内</u>に一括して徴収するものとする。ただし、<u>通水又は占用の期間が翌年度以降にわたる場合</u>においては、翌年度以降の</p> | <p>(占用料等の徴収)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、<u>法第24条又は第25条の許可を受けた者から、占用料</u>又は土石採取料を徴収する。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 <u>占用料</u>の額は、別表金額の欄に定める金額に、法第24条の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に1.05を乗じて得た額」とする。</p> <p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第5条 占用料及び土石採取料は、<u>法第24条又は第25条の規定により許可をした日から1月以内</u>に一括して徴収するものとする。ただし、<u>占用の期間が翌年度以降にわたる場合</u>においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> |

占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

別表（第2条、第3条関係）

| 区 分 | | 単 位 | 金 額 |
|---------------|------------------|-----|---|
| 流水 占用 料 | 揚水式発電所以外の 発電所 | 1年 | 次の式により算出した 額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$ |
| | 揚水式発電所 | | 次の式により算出した 額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数$ |
| 略 | | | |
| 土地 占用 料 | | | |

別表（第2条、第3条関係）

| 区 分 | | 単 位 | 金 額 | |
|---------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|--------|
| 宅地 | 用途地域 | 占有面積1 平方メート ルにつき1 年 | 710円 | |
| | 都市計画区域 のうち用途地 域を除く区域 | | 470円 | |
| | 都市計画区域 を除く区域 | | 240円 | |
| | 耕作地 | | 14円 | |
| | 竹木栽培 | | 12円 | |
| | 雑種地 | | 5円 | |
| | 物置場 | | 240円 | |
| | 軌道敷地 | | 長さ1メー トルにつき 1年 | 60円 |
| | 電柱敷 | | 1本につき 1年 | 1,200円 |
| | 鉄塔敷 | | 占有面積1 平方メート ルにつき1 年 | 1,100円 |
| 占用 料 | | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

略

備考

- 1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
- 2 補正係数は、各発電所ごとに次の算式により算定した数とする。

$$\frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{5}{6}}{\text{年間発生電力量}}$$
- 3 一部の通水であるときは、当該一部の通水に係る常時理論水力及び最大理論水力により計算するものとする。
- 4～6 略
- 7 通水又は占用の期間が1年未満であるとき、又はこれらの期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

| | | | |
|------------------|-----------------|------------------|------|
| 管類 | 外径が0.4メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 140円 |
| | 外径が0.4メートル以上のもの | | 360円 |
| その他工作物 | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 240円 |
| 架空の電線その他上空に設ける線類 | 単線 | 長さ1メートルにつき1年 | 10円 |
| | 複線 | | 20円 |
| ゴルフ場又はこれに類するもの | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 14円 |

略

備考

- 1～3 略
- 4 占有物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。